機能要件一覧 別紙 1

能要	4件一3	筧				別紙
	項番		機     能     名       大項目     中項目	概要	備考	任意
1	1	1	団体内統合 団体内統合利用	番号   情報連携が必要となる対象者の個人番号等の個人に係る情報を本システムの操作画面から個の関   別登録できること。		
		2		団体内統合利用番号登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、情報連携が必要となる複数人の個人番号等の個人に係る情報を一括にて登録できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。		
		3		個人番号登録時に桁数(12桁)やチェックデジットの確認を行うこと。		
		4		個人番号登録時に当該個人番号に対応する団体内統合利用番号が登録されていない場合は、 新規で団体内統合利用番号を自動付番のうえ登録するとともに、付番した団体内統合利用番号 を、操作しているユーザが属する業務に関連付けること。		
		5		個人番号登録時に当該個人番号に対応する団体内統合利用番号が登録済である場合は、当該 団体内統合利用番号を、操作しているユーザが属する業務に関連付けること。		
		6		新規に付番した団体内統合利用番号について、中間サーバーに対して送信し、登録結果の取得 を行えること。		
		7		団体内統合利用番号を新規に付番した際には、その結果を画面で確認できること。		
		8		1-1-2において、団体内統合利用番号登録用のデータ入力用ファイルを取り込んだ内容についての処理結果を画面及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。		
		9		複数の業務での関連付けの有無を本システムの操作画面から確認できること。		
		,	 真正性確認	************************************		$\vdash$
1	2	1		基ネットと記憶媒体及び共有フォルダを経由した手作業による連携が出来ること。 (ファイル形式については、住基ネットの情報一括提供機能の仕様に従うこと。) 1-2-1による住基ネット連携後に出力された結果ファイルを記憶媒体及び共有フォルダを経由した		
		2		手作業による連携により取得できること。 (ファイル形式については、住基ネットの情報一括提供機能の仕様に従うこと。)		
		3		1-2-2により取得したファイルと新規登録する業務宛名情報の個人番号及び清音化した氏名読み カナを突合することで、真正性を確認できること。		
1	3	1	符号取得状況管   	号取得依頼済み、符号取得済み、エラーなど)を管理すること。		
		2		業務利用番号・氏名(氏のみ、名のみを含む。)を検索キーとして符号取得ステータスを本システムの操作画面から検索できること。		
		3		1-3-2の検索キーには、個人番号及び団体内統合利用番号を含めることができること。		0
		4		符号取得要求の実施及び符号取得依頼ファイルの出力後、定期的に中間サーバーから符号取得状況の取得を行い、符号取得ステータスを更新すること。		
1	4	1	符号取得要求	個人番号が新規で登録され、団体内統合利用番号が付番された後、中間サーバーに対して自動で符号取得要求ができること。		
		2		1-1-2において、個人番号が一括登録された場合は、符号取得要求の必要がある個人番号には新規に団体内統合利用番号が付番された後、自動で中間サーバーに対して一括で符号取得要求ができること。		
		3		1-4-2において、一括で符号取得要求された受付結果をファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。		
1	5	1	符号取得依頼	住基ネットに連携するための符号取得依頼ファイルを中間サーバーから取得のうえ出力し、住基ネットと記憶媒体及び共有フォルダを経由した手作業による連携ができること。		
		2		出力した符号取得依頼ファイルを住基ネット連携前に誤って削除してしまった場合を想定し、符号取得依頼ファイルの再出力機能を有する、もしくは符号取得依頼ファイルのバックアップを保有していること。		
		3		1-4-2において、一括で符号取得要求された符号取得結果をファイル出力により確認できること。 なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合の データ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。		
1	6	1		日番号 登録不要な個人の誤登録をした場合を想定し、登録済の団体内統合利用番号が複数の業務と関連付けされている場合において、特定の業務と当該団体内統合利用番号との関連付けのみを解除できること。		
		2		1-6-1において、特定の業務に関連付けられる副本が登録されている場合は、当該業務の関連付けの解除を不可とすること。		0
		3		(副本がひも付いている場合に、宛名情報を削除できないよう制限している場合も含む。) 1-6-1において、特定の業務に関連付けられる情報照会履歴が存在する場合は、当該業務の関連付けの解除の際に、警告表示をすること。		0
		4		連刊100 解除の際に、含音表示をすること。 1-6-1において、特定の業務との関連付けを解除した団体内統合利用番号について、当該業務にて登録されている業務利用番号及び基本4情報を削除できること。		
		5		1業務のみに関連付けられている団体内統合利用番号に対し業務との関連付けを解除した場合は、当該団体内統合利用番号及び対応する個人番号を削除又は関連付けを解除できること。		
		6		は、国家団体内統合利用番号及び対応9つ回入番号を削除又は関連刊りを解除さること。 団体内統合利用番号の削除を行った場合、削除した団体内統合利用番号は欠番とし、再利用しないこと。		
		7		符号取得ステータスが「エラー」となった団体内統合利用番号を削除できること。		$\vdash$
		8		団体内統合利用番号を削除した際は、中間サーバーに対しても削除の電文を送信すること。		
1	7	1	個人番号変更	登録済の個人番号を個別に変更できること。		$\vdash$
	,	2		個人番号の変更履歴を保存し、過去の登録状況を本システムの操作画面から参照できること。		$\vdash$
- 1						

변화		項番		大項目	能名中項目	概    要	備考	任意
1			2	人項日	——平坝日——————————————————————————————————	業務利用番号は、異なる業務であれば同じ業務利用番号が利用できること。		
1         4         2         基本情報管理         一〇〇四牌本報告用用等目に別して、業者ごご互本情報を登録できること。         ● 2           3         4         2         基本情報管理         一〇〇四牌本報告用用等目に別して、業者ごごご基本情報を登録できること。         基本情報の見また。任命、特別、当年日とする。         第本情報の見かた。民意の係みカナを登録できること。           4         5         日本情報の受責を経済を担望しまる。相談に登録がきること。         基本情報の受責を経済できること。         国本情報の受責を経済できる。日本情報の受力を受益してきること。         国本情報の受責を経済を持期に「日本の事業・日			3					
1			4					0
보기	1	9	1		基本4情報管理	一つの団体内統合利用番号に対して、業務ごとに基本4情報を登録できること。		
1         4         名         基本特別の基本特殊を整別に変更・指導(登録が変更の場合)ができること。         全額済の基本特殊を整別に変更・指導(登録が変更の場合)ができること。         日本のよりの場面・一部経済を利用、でありません。」         日本のよりの場合、日本のは変更を対象に変更が表し、日本のよりができること。         日本のよりの場合、日本のは変更を対象に変更が表しません。」         日本のよりの場合を与うないができること。         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりの場合を与うないがあります。」         日本のよりを表しまが表す。」と呼吸ます。」と呼吸まするとした。         日本のよりを表しまが表す。」と呼吸まする。」と呼吸まる。」と呼吸まる。」と呼吸			2			氏名は、漢字姓・漢字名、もしくは漢字姓名とする。		
4         5         日本         登録済の基本情報を包別に変更・相談(登録付金の場合)ができること。           6         (日本) 日本         (日本) 日本 <t< td=""><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td></td><td>基本4情報のほかに、氏名の読みカナを登録できること。</td><td></td><td></td></t<>			3			基本4情報のほかに、氏名の読みカナを登録できること。		
1			4			基本4情報の登録は任意、もしくは氏名のみ登録必須とできること。		
### 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			5			登録済の基本4情報を個別に変更・削除(登録が任意の場合)ができること。		
### 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			6			必要となる個人番号の一覧をデータ出力用ファイルに出力できること。		
1 10 1         1 2 3			<u> </u>			報の一覧が記載されたファイルを登録し、基本4情報の登録・更新を行うことができること。		
2   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1	10	1			務利用番号·団体内統合利用番号、基本4情報等の登録状況が本システムの操作画面から検索		
1			2	1		1-10-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合利用番号を含めることができること。		0
1			3			検索結果を一覧表示できること。		
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1			4	İ		検索結果をデータ出力用ファイルに出力できること。		0
1	2	1	1		情報照会要求登録	他団体への情報照会の要求内容を本システムの操作画面から個別登録できること。		
全録された情報開金の要求内容について、中間サーバーに対して情報開金業来を行うこと。			2	, RE		できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な		
10   11   12   12   12   12   12   12			3	1				
中間サーバーからエラーが返却された場合は、そのエラーコードが本システムの操作画面から確認できること。			4			面及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としな		
画面にエラー表示を行うこと。			5			中間サーバーからエラーが返却された場合は、そのエラーコードが本システムの操作画面から確		
特で確認画面にはメッセーン等を表示し、ユーザーに対してすぐにエラーの解消を促すことができること。   照会要求を行うもののうち、一部について団体の統合利用番号が未付着文は符号が未取得のものがあった場合、処理可能なものは、即時に情報開会が行われること。   ※例・100件の服金を行った際に、1件符号未取得によりエラーとなった場合、残りの99件は、即時に服金処理を行う。   本ンステムの操作画面にて個別に情報開金要求の登録を行う場合、操作者の業務にて情報照金可能である事務、事務手続、特定個人情報、情報照金要求の登録を行う場合、集作者の業務にて情報照金可能である事務、事務手続、特定個人情報。情報照金要求の登録を行う場合、先に選択した項目に応じて、残りの項目選択時に表示される選択肢を絞り込むこと。   本システムの操作画面にて個別に情報照金要求をまとめて入力することができ、中間サーバーに連携できること。   本システムの操作画面にで複数の情報開金要求をまとめて入力することができ、中間サーバーに連携できること。   「情報照金要求の変けやめの際は、取りやめ事由を都度、選択できること。			6					
8			7			団体内統合利用番号が未付番又は符号が未取得状態で情報照会又は副本登録をした場合、即時で確認画面又はメッセージ等を表示し、ユーザーに対してすぐにエラーの解消を促すことができること。		
10			8			のがあった場合、処理可能なものは、即時に情報照会が行われること。 ※例:100件の照会を行った際に、1件符号未取得によりエラーとなった場合、残りの99件は、即時		
10			9			本システムの操作画面にて個別に情報照会要求の登録を行う場合、操作者の業務にて情報照会 可能である事務、事務手続、特定個人情報、情報照会条件、情報提供者機関等を選択肢から指		
11			10					
12   1   12   1   12   12   13   1   14   15   15   15   15   15   15			11	1		事務、事務手続、特定個人情報等の組合せをテンプレートとして登録できること。		0
2       1         2       1         2       1         2       1         2       3         1       2         3       4         3       4         4       1         2       1         4       1         2       2         4       1         4       1         4       1         2       1         4       1         4       1         5       2         6       1         6       2         7       2         8       2         9       2         10       2         10       2         10       2         10       3         10       4         10       2         1       4         1       2         1       4         1       2         1       4         2       4         1       4         2       4			12					
「情報照会要求の取りやめの際は、取りやめ事由を都度、選択できること。	2	2	1	1	取りやめ			
2 3 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			2	1				0
2	2	3	1		情報照会状況確認			
3   4   1   本システムの操作画面に検索結果を一覧表示できること。			2					
3 4 1 情報照会結果管理 情報提供機関からの情報提供が完了した後、提供された特定個人情報(情報照会結果)の確認が本システムの操作画面からできること。 業務利用番号、氏名(氏のみ、名のみを含む。)等を検索キーとして、参照権限のある情報照会結果が本システムの操作画面から検索できること。 2-4-2の検索キーには、個人番号及び同体内統合利用番号を含めることができること			3					0
3 4 1 が本システムの操作画面からできること。			4		情報昭会結里管理			
型 果が本システムの操作画面から検索できること。	3	4	1		旧水水丛州水石社			
2-4-2の絵索キーには、個人番号及び団体内統会利用番号を含めることができること			2	1				
			3	1				0

	項番		人 大項目	後 能 名 中項目	概要	備考	任意
		4			特定個人情報(情報照会結果)をデータ出力用ファイルに出力できること。 なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合の		
2	5	1	1	情報照会履歴	データ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。  業務、業務利用番号、対象期間等を検索キーとして、情報照会要求履歴の有無を本システムの  操作画面から確認し、該当がある場合は表示できること。		
		2	1		2-5-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合利用番号を含めることができること。		0
		3	-		情報照会要求履歴の保存期間を設定できること。		0
		4	-		提供された特定個人情報等をユーザー操作で個別に削除できること。		
		5	1		提供された特定個人情報等を設定した条件で定期的に自動削除もしくは随時に手動削除できること。		
3	1	1	能	副本登録、更新	本システムの操作画面から副本を個別に登録及び更新できること。		
		2	(副本登録)		本システムの操作画面から個別に登録及び更新した副本の登録内容を、本システムの操作画面から確認できること。		
		3			本システムの操作画面にて個別に副本の登録を行う場合、操作者の業務にて副本登録が可能である特定個人情報項目等を選択肢から指定できること。		
		4	•		本システムの操作画面にて、複数件の副本登録をまとめて入力することができ、中間サーバーに連携できること。(ExcelツールによりCSVファイルを作成でき、ファイルのアップロードにより複数の		
		5			副本登録が可能なものも含む。)。 特定個人情報登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数の副本を一括にて登録 できること。なお、入力用ファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な		
			1		場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。 複数のシステム又は業務で管理しているデータ項目で構成されているデータ標準レイアウト(特定		
		7			個人情報番号20番等)をデータ標準レイアウトに定義されているとおりに統合できること。 本システムに登録された副本について、中間サーバーに対して副本登録を行うこと。		
		8	1		ー 中間サーバーからエラーが返却された場合は、そのエラーコードが本システムの操作画面から確 認できること。		
		9			感じさること。 データ標準レイアウトの内容と一致しない場合は中間サーバーへの連携前に本システムの操作 画面にエラー表示を行うこと。		
		10			団体内統合利用番号が未付番又は符号が未取得状態で情報照会又は副本登録をした場合、即時で確認画面又はメッセージ等を表示し、業務担当者に対してすぐにエラーの解消を促すことができること。		
		11			特定個人情報の登録を行うもののうち、一部について団体内統合利用番号が未付番又は符号が 未取得のものがあった場合、処理可能なものは、特定個人情報の登録が行われること。 ※例:100件の登録を行った際に、1件符号未取得によりエラーとなった場合、残りの99件は登録		
		12			処理を行う。   副本の登録を行った翌開庁日に中間サーバーに対して特定個人情報更新結果の確認ができること。		
		13			3-1-5において、特定個人情報登録用のデータ入力用ファイルを取り込んだ内容についての処理結果を画面及びファイル出力により確認できること。なお、出力するファイルのデータ項目は、別途指定するものとする(データ変換が必要な場合のデータ変換機能は、本システムの必須要件としない。)。		
		14	_		旧版で管理されている過去の副本について、版を指定して修正が可能であること。		
3	2	1		副本削除	本システムの操作画面から副本を個別に削除できること。 (CSVファイル連携された副本は、CSVファイルにて副本削除により対応に限定される場合も含ま、)		0
		2	-		<u>い。</u> 特定個人情報削除用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数の副本を一括削除できること。		
		3	-		  中間サーバーからエラーが返却された場合は、本システムの操作画面にエラー表示を行うこと。		-
		4			データ標準レイアウトのメジャー改版等により、情報連携されなくなった本システムに登録済みの 旧版の副本を、本システムから一括削除ができること。 (CSVファイル連携で削除対象の版番号を指定して削除することにより対応となる場合も含む。)		0
	_	_			業務利用番号、氏名(氏のみ、名のみを含む。)を検索キーとして、中間サーバーに登録されてい		
3	3	1	-		る副本の内容を検索できること。 3-3-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合利用番号を含めることができること。		
		2	-		検索結果を一覧表示できること。		0
		3	-		検索結果をデータ出力用ファイルに出力できること。		
2	4	4	-	自動応答不可設定、	団体内統合利用番号単位にて自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		0
3	4	2	-	不開示設定	特定個人情報単位にて自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		-
			-		特定個人情報のデータセット単位にて自動応答不可フラグの設定及び解除ができること。		
		3	-		団体内統合利用番号単位にて不開示該当フラグの設定及び解除ができること。		-
		5	-		特定個人情報単位にて不開示該当フラグの設定及び解除ができること。		
		6	-		自動応答不可フラグが設定されている団体内統合利用番号もしくは特定個人情報を一覧で本システムの操作画面から確認できること。		
		7	_		不開示該当フラグが設定されている団体内統合利用番号もLくは特定個人情報を一覧で本システムの操作画面から確認できること。		
3	5	1		の対応(副本送信許	自動応答不可フラグが設定されている団体内統合利用番号もしくは特定個人情報に対して情報 照会が行われた場合において、登録済である副本の内容を返却できること。		
		Ė	-	可、一時情報入力、  副本なし) 	     自動応答不可フラグが設定されている団体内統合利用番号もしくは特定個人情報に対して情報		
		2			照会が行われた場合において、一時情報ファイル連携にて内容を返却できること。 (CSVファイル投入による対応が可能な場合も含む。)		0

	項番		大項目	能 名 中項目	概要	備考	任意
		3			ー時情報ファイルにて返却する場合に、「開示」「不開示」のいずれかを設定できること。 (CSVファイル投入による対応が可能な場合も含む。)		0
		4			自動応答不可フラグが設定されている団体内統合利用番号もしくは特定個人情報に対して情報 照会が行われた場合において、該当する副本を保有していない場合は、「副本なし」で返却できる こと。		
3	6	1		情報提供履歴	業務利用番号、特定個人情報、対象期間等を検索キーとして、情報提供履歴の有無を本システムの操作画面から確認し、該当がある場合は表示できること。		
		2			3-6-1の検索キーには、個人番号及び団体内統合利用番号を含めることができること。		0
4	1	1	庁内連携機 能	庁内連携	自庁内の業務間で、情報照会を行うことにより、本システム内に登録されている自庁内の副本の内容を返却すること。 番号法に規定されている特定個人情報及び条例で規定する特定個人情報を庁内連携するものと		
		2	-		して管理できること。また、群馬県の事務ごとに独自レイアウトにも対応できること。 操作画面項目や照会履歴の管理等の機能は、情報提供NWSを介した情報連携と同等のものとす		
	,	3	システム管	業務管理	ること。 番号法別表もしくは主務省令第二条(旧別表第二)の項目、情報照会を行う事務、情報提供を行		0
5	1	1	理機能		う特定個人情報を関連付けた業務を登録、変更、削除できること。 業務ごとに対応する業務システムの有無、連携方法、連携ファイルの文字コード、FTP連携の有		
		2			無について設定できること。		
5	2	1		ロール管理	本システムの各機能の実行可否を設定したロールを登録、変更、削除できること。 (管理者用機能と業務担当者用機能の利用権限を所属単位で付与することができれば、同等の機能とみなす。)		
		2			ユーザの有効期限の設定を可能とし、予め設定した日に自動で有効、無効の切り替えができること。		
		3	1		一般利用者向けのロールのほかに、システム管理担当者専用のロールを登録できること。 (管理者用機能と業務担当者用機能の利用権限を所属単位で付与することができれば、同等の		
5	3	1	†	ユーザ管理	機能とみなす。)  ユーザ登録用のデータ入力用ファイルを取り込むことにより、複数のユーザを一括にて登録、変  更、削除できること。		
		2	†		更、削除できること。   各ユーザに対して複数の業務及びロールを登録できること。		0
		3			各ユーザーに対して所属単位で業務及びロールを登録できること。		0
		4	-		各ユーザに対して有効期限の設定を可能とし、予め設定した日に自動で有効、無効の切り替えができること。		
		5	1		ユーザ自身が自分のユーザIDのパスワードを変更できること。		
		6			初期パスワードをシステム管理担当者が設定できること。		
		7			初回ログイン時に、パスワード変更をするように強制できること。		0
		8			ユーザの登録状況について、登録されている業務、ロール等を、一覧で本システムの操作画面上		0
		9	1		から確認、もしくはファイルに出力できること。 CSV等によるユーザーの一括登録を行った際に、登録完了メールを各ユーザーに送付できる、または完了を通知できること。		0
5	4	1		データ標準レイアウト 管理機能			
5	5	1	-	配信マスター管理	中間サーバーより情報提供NWS配信マスターを取得し、本システムに適用できること。		
		2	1		中間サーバーより独自マスタを取得し、本システムに適用できること。		
		3	-		情報提供NWS配信マスターの適用日時を確認できること。		
					業務システムに配付するために、取り込んだ情報提供NWS配信マスター情報をCSV形式のファイ		
		4		- 1 × 44 = 77	ルとして出力ができること。 (運用により求めに応じて必要な文字コードに変換したファイルを提供可能である場合も含む。)		
5	6	1		ログ管理   	利用者が行った操作に関して、操作日時、ユーザID、対象業務、対象処理等のログを保存すること。		
		2			中間サーバーとのシステム間連携について、連携日時、電文ID、電文結果コード等のログを保存すること。		
		3			保存したログについて、日時、ユーザID等の項目を検索キーとして、検索できること。		
		4			ログの検索結果をファイルに出力できること。		
		5	]		ログの保存期間の設定ができること。		0
5	7	1	1	カレンダー登録	土日祝日以外の休日の登録及び土日祝日の稼働日への変更を行うことができること。		
		2	]	スケジューラー	月次、日次、定周期等で特定のバッチ処理を起動することができること。 また、随時実行もできること。		
		3	1	運用機能(利用者周知)	システムメンテナンス等の利用者周知事項をトップ画面に表示できること。		
		4	1	運用機能(メール通知)	連携処理等のエラーをメールで通知できること。		
6	1	1	共通機能そ の他各種機 能	ユーザログイン	職員ごとに発行するユーザIDとパスワードの組み合わせにてログインができること。		
		2	inc.		一定時間操作がないユーザIDに対して自動ログオフを設定できること。		
6	2	1		ファイルの入出力	本システムと各既存業務システム・非電算業務との間でやりとりするデータ入出力ファイルはCSV 形式が可能であること。		
		2	1		本システムと各既存業務システム・非電算業務との間でやりとりするデータ入出力ファイルの文字コードはUTF-8、SJISが可能であること。		
			]				<u> </u>

	項番		機 大項目	能名 中項目	概    要	備考	任意
		3	777		本システムに対して手動でデータ入力用ファイルの取り込みを行う際は、取り込みの都度、該当		
		4			するデータ入力用ファイルを操作端末の任意のフォルダから選択できること。 本システムから手動でデータ出力用ファイルの出力を行う際は、出力の都度、任意のフォルダを		0
		5			データ出カ用ファイルの出力先に選択できること。 アップロードしたデータ入力用ファイルに不備がある場合は、不備がある旨をエラー表示のうえ、 どのデータに不備があるかを確認できること。		
					データ入力用ファイルに外字等が含まれる場合は、「●」等の文字に縮退する、もしくは内字に置		
		6			き換えたうえで取り込むことができること。		
		7			データ入力用ファイルごとに処理し、本システムへの取り込み結果等を確認できること。		
6	3	1	F	中間サーバー連携	中間サーバーの方式設計書及び外部インターフェイス仕様書に準じて中間サーバーとのシステム 間連携を行うこと。		
		2			本システムにて中間サーバーへの連携対象の操作が行われた場合、随時又は定期的に中間 サーバーとのシステム間連携を行うこと。		
		3			中間サーバーとのシステム間連携の結果について、正常/異常の区別、中間サーバーの処理結果詳細コード、処理結果メッセージを本システムの操作画面から確認できること。		
		4			中間サーバーが稼働時間外の場合でも、本システムの操作画面からの入力や、データ入力用 ファイルの登録ができること。中間サーバーが稼働時間外の場合は、本システムに蓄積し、中間 サーバー稼働時に自動で連携を行うこと。		
		5			中間サーバーの稼働状態の確認を行い、中間サーバーの業務状態を本システムの操作画面に表示できること。		
6	4	1	7	アクセス制御	団体内統合利用番号ごとに紐づく業務を管理し、業務担当職員においては、個人番号、業務利用番号、基本4情報、情報照会履歴、副本情報等の登録データは同一業務内でのみ参照可能とすること。		
		2			情報照会機能及び情報提供機能の操作画面上、個人番号が表示される場合は非表示にできること。		0
6	5	1	1	非他制御	データの整合性を保つためにデータ更新等を一時的に制限すること。		
6	6	1		マニュアル	本システムの操作方法を説明するマニュアル又はヘルプメニューが本システムの操作画面から 参照もしくはダウンロード可能であること。		0
6	7	1		青報提供等記録の追 記	中間サーバーに対して、情報提供等記録の取得依頼を要求し、その結果を確認できること。		0
		2			中間サーバーに対して、記録事項変更事由の追記依頼を要求し、その結果を確認できること。		0
6	8	1		<b>処理状況履歴確認機</b> 能	二重照会を防ぐために、ユーザが操作した中間サーバー等への要求や結果の返却及び処理の 状況を、ユーザ自身のステータス確認画面等で確認できること。		
		2		(非雷質惠務田)団体	二重照会を防ぐために、業務担当職員においては、ステータス確認画面等で、同じ業務内の他 ユーザが行った中間サーバー等への要求や結果の返却及び処理の状況が確認できること。 非電算事務の団体内統合利用番号の登録/符号取得等を管理できること。		
6	9	1	Į į	内統合利用番号管理	非電算事務の情報照会依頼/照会結果の取得等を管理できること。		
		3		照会要求登録 非電算事務用)副本	非電算事務の副本登録/副本登録内容の取得等を管理できること。		
6	10	1		登録、更新 (共通変換機能)デー	画面から抽出条件を指定し、特定の連携ファイルから該当行のみを抽出できること。		0
"	10	2	5	9抽出機能	抽出機能に設定する条件を画面から入力できること。		0
		3			標準提供されているSJIS、UTF8、JIS以外に特殊な文字コード変換を行う際に文字コードの変換		0
		4	(		ルールを登録できること。 システム間で異なるマスタコード値を変換し、統一できること。		0
		5	(		システム間で異なる列配置等を変換し、統一できること。		0
		6	(	(共通変換機能)ファ	また、N対1のファイル変換もできること。 システム間で異なるファイル形式(XML,CSV等)を変換し、統一できること。		0
		7	(	イル形式変換 (共通変換機能)デー	日付や数値等の形式を変換し、統一できること。		0
		8	(	対形式変換 (共通変換機能)ファ イル取込結果ダウン	本システムへのファイル取込結果をCSVファイルに出力できること。		0
			(	コード機能 情報提供等記録開	中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報を登録できること。		
6	11	1	<u></u>	示システム連携機能) お知らせ情報登録	+BB		
		2		情報提供等記録開 示システム連携機能) お知らせ情報送信	中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報を送信できること。		
		3	( <del>7</del>		中間サーバー経由で住民に送信するお知らせ情報の定型的な文章を登録/保存できること。		
		4	( <del>7</del>		住民からの副本問合せ(自己情報提供要求)の応答状況を表示できること。		
6	12	1		フラウド環境	LGWAN-ASPサービス方式あるいはガバメントクラウド共同利用方式で利用できること。		
6	13	1	7	元長化	一部のネットワーク、サーバー機器等に障害が発生してもシステム停止につながることがないよう、単一障害点を考慮する等、必要な冗長化を行うこと		0
6	14	1		マイナポータル連携 機能	ス・半		0
				NX III	タ 19 と 1 は 1 と 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で		